

**黒潮町光ネットワークサービ
ス減免制度のお知らせ**

ケーブルテレビに加入されている世帯で、左記の条件に該当される場合は、月額使用料の減額または全額免除の申請ができます。(インターネット使用料は対象外です。)

【2分の1減免】

- ・住民税非課税世帯で、全世帯員が75歳以上の場合
- ・住民税非課税世帯で、重度障がい者がいる場合
- ・住民税非課税世帯で、ひとり親世帯である場合

【全額免除】

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- 申請は、本庁情報防災課または佐賀支所総合窓口で受け付けています。代理人が届け出ることもできます。

また、昨年度申請を行い減免されている世帯でも、6月末で適用期間が満了となるため、更新の申請が必要です。申請用紙を郵送します。送付先の変更希望があれば電話でお知らせください。

○お問い合わせ

本庁情報防災課 情報推進係

☎ 4312188

固定資産税の減免について

貧困や災害など、次の①から⑤に該当する場合、黒潮町税条例の規定により、町長が必要であると認める固定資産については、固定資産税が減免されます。

◆減免対象理由

- ① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する固定資産
- ② 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用することを除く)
- ③ 町の全部または一部にわたる災害もしくは天候の不順により、著しい被害を受けた固定資産
- ④ 不慮の災害により納税の能力を喪失した方
- ⑤ 右記のほか、①から④に類する特別の事情がある方

◆減免対象固定資産税

減免申請の提出後7日以降に納期限が来るもの(申請年度のみ)
ただし、すでに納付済みの固定資産税は減免の対象になりません。

◆手続

減免を受けようとする方は、納期限の7日前までに、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、届け出てください。申請書類や必要書類などについて

では、住民課または地域住民課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課 資産税係

☎ 4312816

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 5513113

**男性に対する風しん抗体検査
と予防接種が始まります**

風しんは、感染力の強い疾病で、妊娠中の女性が感染すると、子どもが先天性風しん症候群を発症する可能性があります。

このため、特に風しん抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が抗体検査と予防接種を無料で受けられる風しん対策事業が始まります。

計画的な実施のため、今年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に、クーポン券付きの案内通知を送付します。抗体検査は、医療機関のほか、特定健診などの時に受けることもできます。案内通知をご確認ください。

また、県では、妊娠を希望する

女性やその家族に対する風しん抗体検査の助成を行っています。詳しくは県のホームページをご確認ください。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 保健衛生係

☎ 4312836



有料広告

～集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ～

B型肝炎訴訟無料個別相談会
給付金請求

5/11(土) 四万十市立文化センター 1階 5号室

完全予約制 ☎ 0120-013-621 9:00～18:00 無料電話相談 同時受付中!

対象者 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ 給付金 50万円～3,600万円 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士法人 弁護士 葉庭サー「あいはらこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシャス総合法律会計事務所
東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00～18:00
TEL 03-5363-6338 FAX 03-5363-6334
http://precious-law.jp/ E-mail: info@precious-law.jp